

## 保存用資料

## 成年後見制度 Q &amp; A

Q 成年後見制度とは、どういう制度ですか。

A 病気や事故などにより判断能力が不十分になった人のために、家庭裁判所が援助者を選び、本人(当事者)を保護する制度。本人の判断能力の程度により、後見・補佐・補助の3種類に分かれます。

Q 申し立てをするにあたり、最初に何をしたらよいのですか。

A 裁判所指定の「診断書」等を、かかりつけの医師に作成をしてもらってください。(精神科の医師でなくてもかまいません)医師が診断書の中で、後見・補佐・補助の判断をします。

Q どの裁判所に、だれが申し立てるのですか。

A 本人が、実際に住んでいる所(住民票の住所ではありません。)を管轄する家庭裁判所に、本人・配偶者・4親等内の親族です。申請に不安がある場合は専門家に相談をしてください。 4親等内親族:nawakikaku.com 相続編参照

Q 成年後見人等が決まるまでに、どれくらいの時間と、費用がかかりますか。

A おおむね2～3ヶ月。裁判所に収める収入印紙・切手代など約1万円と、精神鑑定のための鑑定料が約5万円(鑑定料は裁判所により違う。)

Q 成年後見人・補佐人・補助人には、どういう人がなるのですか。

A 本人の身上監護・財産管理を適正に行ってくれそうな人を裁判所が選びます。希望する人が必ず選任されるとは限りません。本人の親族がなる場合もあれば、弁護士や司法書士の専門家を選ぶこともあります。

Q 成年後見人・補佐人・補助人、どのような仕事をするのですか。

A 成年後見人・補佐人・補助人は、本人に代わって、本人の財産を管理し、本人の財産が不当に無くならないようにつとめなければなりません。

Q 成年後見人・補佐人・補助人の仕事はいつまで続くのですか。

A 本人が死亡又は回復するまでです。

Q 成年後見人・補佐人・補助人が選任されると、本人の社会生活に何か制限がありますか。

A 成年後見人が選任されると、本人には選挙権・被選挙権がなくなります。また、成年後見人・補佐人が選任されると、本人は、会社の取締役・医師・薬剤師・建築士・弁護士 司法書士・公認会計士・税理士・公務員(他の職種あり)にはなれず、これらの職にあった本人は、その地位を失うこととなります。

Q 成年後見人・補佐人・補助人が選任されると、本人の戸籍に何か載りますか。

A 東京法務局が管理する「後見登記等ファイル」に、登記されます。

バックナンバー：[Http://www.agora-gifu.com](http://www.agora-gifu.com) Agora 通信

編集  
後記

Agora-岐阜では、地域に根ざした、専門家チームを目指しています。地域の抱える問題を解決する集団として、たくさんの同志を募集しています。今年は、人生出会い塾と称して、多方面から、講師をお招きして研修会・勉強会を多数開催してゆきたいと思います。